

建築物省エネ法

共同住宅の階段室における 「高い開放性を有する部分を含む建築物」についての取扱い

適合義務(適合性判定)や届出の要否を判断するための床面積は、外気に対して高い開放性を有する部分（以下「開放部分」という。）の床面積を除いた面積としている。

※開放部分とは次の条件を満たす建築物の部分

- ・空調設備が設置されうる最小限の部分であること（＝内部に間仕切壁を有しない階又はその一部であること）
- ・常時外気に対し一定以上の開放性を有していること（その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1／20以上であること）

（岡崎市の取扱い）

共同住宅において、階段室の開放部分の面積においては、各階ごとで開放部分に該当するかの判断をし、床面積から除外できるものとする。

